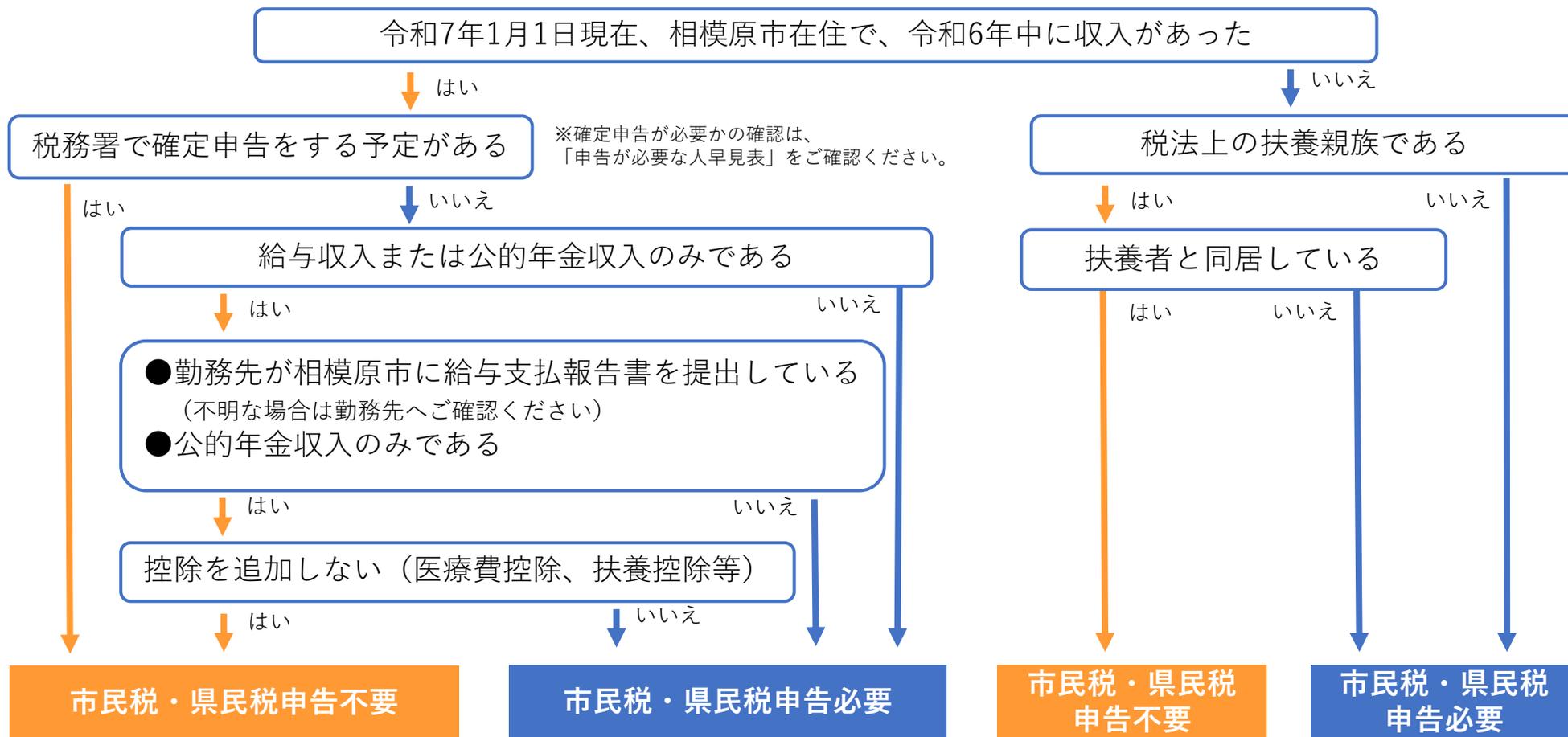


# 市民税・県民税申告の確認フロー



## 注意

○確認フローは目安であり、ご自身の状況によって申告の要・不要が異なることがあります。

○令和7年1月1日に相模原市に住んでいないが住民票がある場合は、その旨の市民税・県民税を提出してください。

○令和6年度(令和5年分)から上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等について、所得税と異なる課税方式を選択することはできません。確定申告書と同一の課税方式が適用されます。

○ふるさと納税ワンストップ特例制度の申請をした人が、後から確定申告や市民税・県民税申告を行う場合、ワンストップ特例制度の適用が受けられなくなるため、ふるさと納税を行ったすべての金額を寄附金控除の計算に含め申告する必要があります。